

# 学生懲戒規程

(平成 31 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 18 年 3 月 27 日  
大学規程第 14 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学の学生の懲戒に関し、学則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(学生懲戒委員会)

第 2 条 懲戒に関する事項の協議は学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）で行う。

2 委員会の委員は、学長、副学長、学部長、学科長、図書館長、各専攻長、学生部長及び学長が指名する教職員若干名をもって組織する。

(審査)

第 3 条 学長は、学則第 25 条に規定する懲戒の対象と認められる者があるときは、委員会に諮り、これを審査する。

2 委員会は、該当の事実を調査し、本人の弁明又は関係者の証言を聴取の上、懲戒の当否又は懲戒の種類（停学の場合はその期間を含む。以下同じ。）について案を決定する。

(停学期間の取扱い)

第 4 条 停学の期間は、学則第 4 条に規定する在学年限に算入し、学則第 3 条に規定する修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が 1 月を超えない場合には、修業年限に算入することができる。

(懲戒の対象)

第 5 条 懲戒処分の対象となる行為は、別表のとおりとする。

(対象者の懲戒)

第 6 条 学長は、委員会で決定した案を教授会に諮り、懲戒の当否又は懲戒の種類を決定する。

(懲戒処分の告知)

第 7 条 学長は、懲戒処分を行うことを決定したときは、懲戒処分書（別

記様式 1 号) の交付をもって当該学生及び保証人に告知する。

2 懲戒処分の発効は、懲戒処分書の交付日とする。

(懲戒処分及び学籍異動)

第 8 条 学長は、懲戒処分の対象となっている学生から当該懲戒処分の決定前に自主退学の願い出があったときはこの願い出を受理しないものとし、懲戒処分の決定後に自主退学の願い出があった場合は、教授会に諮り、退学を許可する。

2 学長は、懲戒処分の対象となっている学生から当該懲戒処分の決定前に休学の願い出があったときは、この願い出を受理しない。

3 学長は、休学中の学生に対して停学処分を命ずるときは、当該学生の休学許可を取り消す。

(停学処分の解除)

第 9 条 有期停学処分は、停学期間の満了する日をもって終了する。

(不服申立て)

第 10 条 懲戒処分を受けた学生は、その処分について不服があるときは、処分の通知を受けた日から 2 週間以内に学長に申立てをすることができ。なお、不服申立てにより、懲戒処分の効力は妨げられないものとする。

2 前項にいう不服申立ては、不服理由を記載した不服申立書の提出をもって行う。

3 学長は、前項の不服申立てについて、再審査の必要があると認めるときは委員会に諮るとともに、再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書で当該学生に通知する。

4 学長は、再審査の結果、懲戒の種類を変更することを決定した場合は、改めて第 7 条に定める手続きを行う。また、懲戒処分の取り消しを決定した場合は、その旨を文書で当該学生に通知する。

(事務)

第 11 条 この規程に関する事務は、学務係が行う。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 26 日大学規程第 3 号）  
この規程は，平成 23 年 4 月 26 日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 4 日大学規程第 14 号）  
この規程は，平成 26 年 11 月 4 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日大学規程第 35 号）  
この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 2 日大学規程第 26 号）  
この規程は，平成 28 年 8 月 2 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 21 日大学規程第 48 号）  
この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 31 日大学規程第 7 号）  
この規程は，平成 29 年 10 月 31 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日大学規程第 39 号）  
この規程は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	懲戒対象行為の種類
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為又は未遂行為
	暴行行為、傷害行為、窃盗、万引き、横領、恐喝、詐欺
	薬物（危険ドラッグ・MDMA・覚醒剤・大麻・コカイン等）犯罪（不正所持又は使用）
	ストーカー行為
	未成年が飲酒、喫煙した場合又は未成年と知りながら飲酒、喫煙させた場合
	コンピュータ又はネットワークの不正使用
交通事故	無免許、飲酒運転、危険運転により重大な人身事故を起こした場合（死亡事故、高度な後遺症等を負わせる人身事故）
	ひき逃げ
試験等における不正行為	本学が実施する試験等における身代わり受験
	本学が実施する試験等におけるカンニング行為
	本学が実施する試験等において監督者の注意又は指示に従わなかった場合
	不正行為を幫助した場合
非違行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力行為
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠

区分	懲戒対象行為の種類
非 違 行 為	本学が管理する建造物又は器物の破損、汚損、不法改築等
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等
	実習、研究などで知り得た個人情報を他に漏えいした場合
	ハラスメント行為及び痴漢行為（覗き、盗撮行為を含む）
そ の 他	性行不良で改善の見込みがないと認められる者
	学力劣等で成業の見込みがないと認める者
	正当な理由がなくて出席が常でない者
	本学の規則に従わず、学生としての本分に反した者
	その他、本学の信用を著しく失墜させる行為

## 懲戒処分書

専攻

入学年度

学籍番号

氏名

### （例1）戒告の場合

大阪河崎リハビリテーション大学学則第25条により戒告する

### （例2）有期停学の場合

大阪河崎リハビリテーション大学学則第25条により停学に  
処する

期間は 年 月 日までとする

### （例3）退学の場合

大阪河崎リハビリテーション大学学則第25条により退学に  
処する

年 月 日

大阪河崎リハビリテーション大学

学長 印